

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

私の20歳の時の国民年金の加入手続と申立期間前の国民年金保険料の納付は、私の父親がA町で行ってくれていた。

平成4年3月に転居した際に、父親から、申立期間の国民年金保険料は転居先のB市で納付するよう言われ、A町の領収書を渡されたため、B市C区役所で転入手続を行った際、一緒に申立期間の保険料を現金で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金の加入手続及び20歳からの国民年金保険料の納付については、申立人の父親がA町で行い、申立期間の保険料については、その父親から転居先のB市で納付するよう説明されたとしているところ、申立人の申立期間前の平成3年11月から4年2月までの期間の保険料は納付済みとなっていることが確認できる上、申立人の父親、母親及び兄に国民年金の未加入期間及び保険料の未納が無いことから、申立人家族の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、就職によりA町からB市に住所を異動するため平成4年3月に同市C区役所で転入手続を行った際、申立人の父親から納付するよう言われた申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の同市への転入手続は、同年同月9日に行われていることが確認できる上、同市における申立人の被保険者名簿及び申立人の年金手帳により、申立人が同年3月頃に申立期間に係る国民年金の住所変更手続を行ったことが確認でき、申立人の述べる申立期間の保険料額、当時の転入手続及び保険料納付状況の説明は具体的で、その内容に不合理な点は見当たらない。

さらに、申立期間は1か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により、申立人が20歳となった平成3年*月頃に払い出されたものと推認でき、申立期間の国民年金保険料は、同手帳記号番号により納付することが可能であった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から40年10月まで

私は、自宅に来た国民年金の集金人に勧められ、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を定期的に集金人に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A県B市に居住しており、自宅に来た集金人に勧められ、国民年金に加入したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、B市において昭和40年7月頃に払出されたものと推認できることから、申立期間は保険料の納付が可能な期間である。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を定期的に集金人に納付した。」と主張しており、B市では申立期間当時、B市役所の職員による国民年金保険料の戸別収納を行っていたことが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続のみを行い、保険料の納付を行わなかったものとは考え難い。

しかしながら、B市では、集金人を含めて過年度保険料の収納は行っていなかったとしている上、申立人は、当該期間の国民年金保険料を集金人以外では納付していないとしていることから、国民年金へ加入した時点で過年度保険料となる昭和39年10月から40年3月までの保険料は納付していなかったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から49年3月まで
② 昭和52年5月から同年9月まで
③ 昭和54年4月
④ 昭和54年10月から55年4月まで
⑤ 昭和61年2月及び同年3月

申立期間①及び②については、私の母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと思う。

また、申立期間③、④及び⑤については、国民健康保険と同時に自分で国民年金の加入手続を行ったと記憶しており、納付書が届けば、決められた期日までにその都度、保険料を納付してきた。

各申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和61年4月から同年8月頃までの間に払い出されたものと推認できるところ、当該時点において、申立期間⑤の国民年金保険料については過年度納付が可能である。

また、申立人は、納付書が届けば決められた期日までに国民年金保険料を納付していたとしているところ、A市の被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は、i) 申立期間後の国民年金加入期間の保険料を全て納付期限内に納付していること、ii) 平成15年度以降の全ての国民年金保険料を前納していることが確認でき、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられること

から、申立人が国民年金の加入手続を行った時点で過年度納付が可能な申立期間⑤の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間①、②、③及び④に係る国民年金被保険者資格得喪記録が平成6年6月1日に追加処理されていることが確認でき、これらの期間はそれまで国民年金の未加入期間であったと考えられる上、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和61年4月から同年8月までの時点において、当該期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から49年3月まで

私は、昭和49年に役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、それまで未納となっていた期間の国民年金保険料を遡って納付できることを知り、現在所持している領収証書のとおり、それまでの未納保険料の全てである46年5月から49年3月までの国民年金保険料を納付した。

金額が不足しているという連絡を受けたこともないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金保険料納付書・領収証書により、未納であった昭和46年5月から49年3月までの国民年金保険料を50年7月28日に納付していることが確認でき、当時、申立人が申立期間を含む当該期間の保険料を全て納付する意思を有していたことは明らかである。

また、納付期間が「昭和46年5月から49年3月までの35か月間」と記載された申立人が所持する領収証書の金額は、21か月分の国民年金保険料を特例納付した場合の額に相当するものであるが、当該領収証書は申立人が届出した特例納付の申出書に基づいて、当時行政庁が真正に作成したものと認められ、納付した金額に不足があれば、不足額は当然納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立期間は14か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることを踏まえ、申立期間の保険料が未納になっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金

保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から58年3月まで

私は、昭和54年9月頃から夫と婚姻した57年7月までの間、婚姻後と同様に夫と同居しており、当該期間中、夫の国民年金保険料を遡って納付した記憶がある。

また、私の国民年金の加入手続を行った時期は定かではないが、国民年金に加入した際、国民年金保険料を遡って納付した記憶がある。

婚姻前の期間を含め、夫婦の国民年金保険料は全て私が納付しており、夫の国民年金には保険料の未納期間が無いことから、申立期間について私が自分の保険料のみを納付しなかったとは考えられない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和58年3月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間のうち、56年1月から57年3月までの国民年金保険料は過年度納付、及び同年4月から58年3月までの保険料は現年度納付が可能である。

また、申立人は、昭和54年9月頃から57年7月に婚姻するまでの期間において、婚姻後と同様に申立人の夫と同居し、当時未納であった夫の国民年金保険料を遡って納付した記憶があるとしており、申立人の夫も、同時期に申立人と同居し、申立人が夫の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれていたと述べているところ、オンライン記録等により、申立人の夫の国民年金保険料について、夫が国民年金の被保険者資格を取得した昭和54年度及び55年度

の保険料が遡って納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、自身と申立人の夫の国民年金保険料を併せて納付していたとしているところ、A市の被保険者名簿等により、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認できる昭和58年3月の直後である昭和58年度以降の申立人と申立人の夫の国民年金保険料が同一日に納付されていることが確認できる。

加えて、オンライン記録等により、昭和58年度以降、申立人と申立人の夫の国民年金加入期間に保険料の未納期間が無いことが確認でき、申立人は保険料の納付意識が高かったものと認められることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる昭和58年3月の時点において、納付が可能であった昭和56年1月から58年3月までの保険料を申立人が納付したものと考えても不自然ではない

しかしながら、昭和58年3月の時点において、申立期間のうち53年12月から55年12月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、A社B工場）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和62年4月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月11日から同年4月11日まで

申立期間は、A社から同社本社のC事業部に転勤となった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社本社から提出された人事記録、申立人が保管する給与明細書及び同社本社の回答により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和62年4月11日にA社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は同保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行

していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月27日から43年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人が申立期間に係るA社B支店において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約2年8か月後の昭和45年12月4日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきものであるところ、申立期間と支給決定日の間のC社に係る被保険者期間については、脱退手当金の計算の基礎とされておらず未請求となっている。さらに、未請求となっている当該被保険者期間は、脱退手当金の支給決定日の直前の期間である上、1年4か月と長期間であることから申立人がこれを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月29日は28万円、18年3月31日は6万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月29日
② 平成18年3月31日

保管しているA社の賞与支払明細書によれば、申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、いずれも標準賞与額の記録が確認できない。

両申立期間について標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社の賞与支払明細書により、申立人が、申立期間①及び②において事業主から賞与を支給され、当該賞与に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、両申立期間に係る標準賞与額については、当該賞与支払明細書に記載された賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①については28万円、申立期間②については6万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの、回答が得られない上、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を、社会保険事務所（当時）に対して行った

か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から7年12月までの期間、11年4月、同年6月及び同年7月並びに同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月から7年12月まで
② 平成11年4月
③ 平成11年6月及び同年7月
④ 平成11年10月

私は昭和57年に独立してA事業の会社を興し、平成3年8月頃にB会社を設立した。その当時、税理士からの勧めもあり、同年10月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料はC銀行D支店(当時)で納付していた。

また、私は、妻と併せて国民年金保険料を納付していた記憶があるが、申立期間②、③及び④について、妻は納付済期間になっているのに対し、私だけ未納期間にされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成3年10月頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたとすると、オンライン記録により、申立人の基礎年金番号は、9年7月23日に付番されていることが確認できる上、基礎年金番号制度が導入された9年1月以前に国民年金に加入していたとする申立人に必ず付番される国民年金手帳記号番号ではないことから、申立期間①当時、申立人は国民年金に未加入であり、保険料納付はできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録により、申立人の昭和57年4月11日に国民年金被保険者資格を再取得した記録は、平成9年7月23日に追加処理されたことが確認でき、その時点で申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料は納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこと

をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②、③及び④について、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であることから、同一年に国民年金保険料の納付記録が、三度も誤って処理されたものとは考え難い上、申立人と併せて当該期間の保険料を納付していたとする申立人の妻も、当該期間前後は未納期間であり、申立人及びその妻が、二人分の保険料を適切に納付していたとする状況もうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月

昭和35年10月頃、役場の職員が自宅に来た時に私の祖父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金に来た役場の職員に定期的に現金で納付してくれたはずである。

その際に交付を受けた国民年金手帳を現在、所持しているもので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の祖父が、昭和35年10月頃、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずだと述べているが、申立人の祖父は既に死亡している上、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得日が昭和35年10月1日となっていることから、国民年金手帳記号番号は、国民年金制度の発足準備中に払い出されたものと推測され、申立期間と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の従姉と連番で払い出されていることが確認できるが、その従姉の納付記録も当該期間は未納となっている。

さらに、申立人は、申立人の祖父が国民年金の加入手続を行った際に交付を受けた国民年金手帳を現在も所持しているとするが、その手帳は、昭和40年5月6日に再発行されたことが確認でき、同年4月30日以降の納付記録があることから、その頃に、国民年金保険料を納付するために再交付されたものと考えられる。

加えて、申立人の祖父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの期間、平成2年4月から5年3月までの期間及び9年4月から14年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から62年3月まで
② 平成2年4月から5年3月まで
③ 平成9年4月から14年3月まで

私は、私の妻と一緒に申立期間の国民年金保険料を免除申請していた。私の妻は申請免除期間になっているが、私だけ申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市において申立人の妻が夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を免除申請していたと述べているところ、i) 申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）により、昭和58年5月30日付けで同市からB県C市へ転居していることが確認できること、ii) 申立人の住民票は、60年1月にB県からA市へ異動しているが、申立人のオンライン記録において、平成16年4月に第3号被保険者資格を取得するまでB県に居住していたとされていること、iii) A市において、申立人の国民年金被保険者名簿は、昭和58年度以降について見当たらないことから、A市では、申立期間の申立人を国民年金被保険者として管理していなかったものと推認でき、申立期間の保険料を免除していたとは考え難い。

また、申立人の妻は申立期間を通じてA市に居住しており、住所の異動の記録も無いことから、同市において国民年金の被保険者である申立人の妻のみ申立期間の保険料が申請免除となっていることに不自然さは見当たらない。

さらに、申立人及び申立人の妻は、申立期間以外にも多くの国民年金保険料

の未納期間があり、保険料の納付意識が高かったものとは言い難く、申立期間の申立人の保険料を免除申請していたとするその妻の申請に係る記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、当時、両親が営んでいたA業の手伝いをしており、私が20歳になった時、私の父親が国民年金の加入手続を行ってくれ、保険料については、集金人が自宅に来て収納していた。

老齢基礎年金の裁定請求時に、初めて国民年金保険料の未納期間があることを知らされたが、これまで未納の通知、督促を受けたことはない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずと述べているが、申立人の父親は既に死亡している上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないことから、当時の具体的な状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和39年1月から同年2月頃までの間に払い出されたものと推認でき、申立人の父親はこの頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられるところ、その時点では、申立期間のうち36年4月から同年9月までの国民年金保険料は時効により納付できない。

さらに、申立期間のうち昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、申立人の父親が保険料を遡って納付したという話を聞いた記憶がない。

加えて、申立人と同様に申立人の父親が国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたと推認される申立人の兄について、同様の調査により、国民年金手帳記号番号が昭和39年4月から同年8月頃までの間に払い出されたものと

推認できるところ、オンライン記録により、国民年金保険料の納付が同年4月分から開始されていることから、申立人の父親は、申立人と申立人の兄の保険料を国民年金の加入手続を行った年度から納付していたものとするのが自然である。

このほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとする認められない。

北海道厚生年金 事案 3877

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで

申立期間はA社においてB職として勤務していたが、標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低くなっている上、同社における昇給月は毎年5月頃であったはずなのに、年金加入記録による標準報酬月額は毎年10月に変更されており納得できない。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち昭和52年10月については、A社と合併したC社が保管する給与台帳により、事業主が源泉控除していたことが確認できる厚生年金保険料を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる同月の標準報酬月額よりも高額であるものの、申立人が事業主により支払われていたことが確認できる同月の給与額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低額である。

また、申立期間のうち昭和52年11月から53年1月までの期間、同年3月から同年5月までの期間及び同年10月から54年5月までの期間については、当該給与台帳による給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致しているか又は低額である上、当該期間において

事業主が源泉控除していたことが確認できる厚生年金保険料を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる標準報酬月額も、オンライン記録で確認できる当該期間の標準報酬月額と一致しているか又は低額である。

さらに、申立期間のうち、昭和53年2月、同年6月から同年9月までの期間及び54年6月から55年7月までの期間については、当該給与台帳により、当該期間におけるオンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回る額の給与が支給されていたことが確認できるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたことが確認できる厚生年金保険料を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる当該期間の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したものの、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡って訂正されている等、不自然な事務処理が行われた形跡は無い上、申立人が申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は「申立期間に係る標準報酬月額が毎年10月に変更されていることに納得できない。」と主張するが、当時、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）では、標準報酬の定時決定は、毎年5月から7月まで（報酬支払いの基礎となった日数が20日未満である月は、その月を除く。）の報酬額に基づいて決定され、その年の10月から翌年の9月までの各月の標準報酬とされることになっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3878

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 21 日から 43 年 11 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 1 か月後の昭和 43 年 12 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 24 日から 42 年 10 月 21 日まで
日本年金機構から脱退手当金に係るはがきを受け取ったところ、申立期間については、昭和 43 年 3 月 16 日に脱退手当金として 3 万 440 円を支給済みであるとされていた。

昭和 43 年に社会保険事務所（当時）で脱退手当金の請求手続を行った時に受給した金額は 5,000 円であったと記憶しているので、申立期間の全てについて脱退手当金を支給したとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は脱退手当金の受給額を 5,000 円であったと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金（3 万 440 円）は、支給額に計算上の誤りは無い上、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 4 か月後の昭和 43 年 3 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 15 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 36 年 11 月 7 日から 42 年 2 月 11 日まで

日本年金機構から脱退手当金に係るはがきを受け取ったところ、申立期間①及び②については、脱退手当金が支給済みとされていた。

しかし、脱退手当金を受け取った記憶がないので、両申立期間について年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 5 か月後の昭和 42 年 6 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A 社を退職（昭和 42 年 2 月）後、平成 14 年 2 月まで国民年金に加入していない申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険について脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 5 日から 38 年 10 月 30 日まで
② 昭和 40 年 9 月 4 日から 43 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間①及び②については脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立期間②に係るA社における厚生年金保険被保険者台帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、申立人が同社を退職した後の昭和 43 年 6 月 13 日に、申立期間①に係るB社における記号番号に統合するための重複整理の手続がとられたことが確認できること、及びオンライン記録により、申立期間①及び②の脱退手当金が同年 9 月 18 日に支給決定されたことが確認できることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い申立期間①及び②に係る記号番号の重複整理の手続が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間②に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月 27 日から 42 年 3 月 2 日まで
② 昭和 44 年 12 月 25 日から 45 年 1 月 8 日まで

申立期間①及び②はA社において継続して勤務していたが、両申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については複数の同僚の供述により、申立期間②においては雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成 14 年 8 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①及び②当時の事業主も既に死亡していることから、商業・法人登記簿謄本により同社が破産した当時に代表取締役であったことが確認できる者に照会したところ、「私が入社したのは昭和 54 年 4 月であり、平成 8 年頃に代表取締役となった時には、申立期間①及び②当時の関係資料は無かった。」と回答しており、申立人の両申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人が名前を挙げた同僚 3 人のうち、当時、当該事業所の役員であった者を除く二人については、申立人と同様に申立期間①及び②において厚生年金保険の加入記録が欠落していることが確認できる

ところ、この二人はいずれも、「私も申立人と同様に申立期間①及び②において継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録が無い期間において、厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは分からない。」と供述している上、役員であった者は、「当時、社会保険関係の事務は社長が担当していた。継続して勤務している者を途中で厚生年金保険被保険者の資格を喪失させていたかは不明であり、保険料の控除についても分からない。」と供述しており、これらの者から、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 39 年 7 月 1 日から申立期間②後の 45 年 1 月 31 日までに当該事業所で同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者 38 人のうち、申立期間①及び②において継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者は 4 人のみであるところ、このうちの 3 人は、商業・法人登記簿謄本の記録によれば、いずれも当該事業所の役員であったことが確認できるとともに、他の一人は申立期間当時の代表者の弟であると供述していることを踏まえると、記録が継続している当該 4 人については、申立人とは異なる立場であったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から30年6月20日まで
昭和23年4月から30年6月までA事業所に勤務し、B船にC職として乗務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和25年11月1日から27年7月31日までの期間については、D省共済組合E局本局支部から提出された組合員異動申告書（県職員から国家公務員に異動となった者の記録）、及び申立人が名前を挙げた同僚一人の「申立人とはB船で一緒に乗務していた。」との供述から判断すると、申立人は、当該期間においてF県G部A事業所及びH省E局I部A事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、D省共済組合E局本局支部は、「当支部で保管している組合員異動申告書から判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和25年11月1日から26年7月1日までは地方職員共済組合員であり、H省E局が設置された26年7月1日から27年7月31日までは国家公務員共済組合員であったと考えられる。また、当支部で保管している一時金・年金決定者名簿によると、申立人は、27年7月31日に退職し、地方職員であった期間を含む期間について退職一時金の支給が決定されたことが確認できる。」と回答しており、同支部から提出された同決定者名簿によると、申立人が昭和27年7月31日に退職（一般退職）し、同年12月24日に退職一時金の支給が決定されたことが確認できる。

また、申立期間のうち昭和27年7月31日から30年6月20日までの期間については、前述の供述を得られた同僚一人は、「申立人は、私が体調を崩して

他の部署に異動した昭和 30 年頃までは B 船に乗務していた。」と供述しており、申立人も、「当該同僚は病気又はけがで下船したことを記憶している。」と供述していることから判断すると、申立人は、当該期間当時、H 省 E 局 I 部 A 事業所が行う業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「当時の関係資料は保存されておらず、当時のことは分からない。」と回答しており、申立人の当該期間における雇用形態、勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が当該期間において、B 船で一緒に乗務していたとして名前を挙げた同僚 8 人（個人を特定することができなかった者 3 人を除く。）のうち 7 人は、既に死亡しているか又は生存及び所在が確認できないことから供述を得ることができない上、唯一供述を得られた前述の同僚一人は、「当時、申立人と一緒に仕事をしたことを記憶しているが、申立人の A 事業所における当時の雇用形態及び厚生年金保険の適用状況についてはまでは分からない。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、当該期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者 14 人に照会し、10 人から回答が得られたものの、共に、「B 船に乗務したことはなく、申立人のことも分からない。」と供述している。

加えて、当該事業所の被保険者名簿によると、申立人が国家公務員共済組合員でなくなった以降の当該期間において、申立人の名前は記載されておらず、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月1日から39年10月1日まで
② 平成4年3月20日から同年4月1日まで

申立期間①について、A社（現在は、B社）には、昭和38年9月1日にC職候補であるD職として採用され、給与は1万9,000円であった。その後、同年11月1日に正社員となったが、年金事務所の記録によると、申立期間①に係る標準報酬月額は採用時の給与より低い1万円と記録されており、納得できない。

申立期間①について、給与に見合った適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②について、平成4年3月19日にA社E支社を定年退職したが、同年3月分の給与から当月分の厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。

申立期間②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、B社は、「当社の社内データベースによると、申立人は昭和38年11月1日に正社員として入社し、入社区分は「*」と記録されていることは確認できるが、当時の賃金台帳が保存期限を過ぎており既に廃棄されているため、申立人の申立期間①に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額については分からない。しかし、当社が保存する厚生年金保険被保険者資格

取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の当社における同保険の被保険者資格取得年月日は38年11月1日、報酬月額が1万円及び同保険の標準報酬月額が1万円と記載されている上、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者で、申立人と同職種であったと思われる者14人全員の被保険者資格取得時の標準報酬月額も1万円と記載されていることから、申立人の被保険者資格取得時の標準報酬月額は1万円であったものと思われる。」と回答している。

また、申立人は、D職として研修を受けた者は自身のほかに6人いたとして、当該6人の名前を挙げているところ、当該事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、これら6人は共に厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和38年11月1日、標準報酬月額は1万円と記録されていることが確認でき、これらの記録は、申立人の記録と一致している。

さらに、前述の同僚6人のうち回答が得られた3人は、共に、「申立期間当時、D職として採用された者は7人おり、申立人も一緒に研修を受けた。その後、正社員となったが、当時の給与額及び厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額については分からない。」としており、また、前述の6人のほかに申立人が名前を挙げた者で給与事務担当者であったとする者は、「申立人の給与については、本が行っていたので分からない。」と供述している。

その上、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等は無い。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人から提出された平成4年3月の給与内訳表によると、同年同月の給与から1か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、B社は、「申立人は平成4年*月*日に60歳に到達し、当社の就業規則により定年退職となっている。従って、退職日の翌日付けで厚生年金保険被保険者資格の喪失を行った。また、当社では、厚生年金保険料は翌月控除であることから、同年3月の給与から同年2月分の厚生年金保険料を控除しており、同年3月分の同保険料を控除していないものと考えられる。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚8人のうち回答が得られた一人は、オン

ライン記録によると、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成 13 年 10 月 1 日であることが確認できるところ、同人が保管していた給与内訳書によると、退職月である同年 9 月分の給与から同年 8 月分及び同年 9 月分の同保険料が控除されていることが確認でき、B 社における同保険料の控除方式は翌月控除であったことが確認できる。

以上のことを踏まえると、前述の申立人の平成 4 年 3 月の給与から控除されている 1 か月分の厚生年金保険料は、同年 2 月分の同保険料であることから、同年 3 月分の同保険料は控除されていないと判断できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで

A社には、昭和 62 年 4 月から平成 12 年 1 月まで勤務し、B業務に従事していた。

当該事業所における標準報酬月額の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が前後の期間に比べ低額となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「年金記録では、申立期間の標準報酬月額が 38 万円となっており、前後の期間の標準報酬月額が 41 万円であるのに比べ低額となっているが、当時、給与が下がるような事情はなかった。」と主張している。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、平成 12 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、同年 3 月 28 日に解散していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、当該事業所の事業を引き継いだとするC社が保管する申立人の人事記録によると、平成 8 年 3 月 18 日付けで申立人のD手当が 7 万円から 5 万円に引き下げられ、9 年 6 月 10 日付けで同手当が再度 7 万円に引き上げられていることが確認できることから、申立人の申立期間における標準報酬月額について、8 年 5 月から同年 7 月までを算定対象月とする同年 10 月の定時決定において、1 等級引き下げられたものと考えられる上、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡も無い。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚 12 人に照会し、6 人から回答を得られた

ところ、いずれの者も報酬月額と標準報酬月額は一致していると回答している。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚及び上記同僚から、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 1 日から同年 7 月 10 日まで
② 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで

申立期間①は、昭和 38 年 6 月 1 日から 39 年 1 月 31 日まで A 社(現在は、B 社) C 営業所に勤務したが、同社における厚生年金保険の加入記録は 38 年 7 月 10 日からとなっているので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、D 社に勤務していた期間のうち、申立期間②の標準報酬月額がその前の期間の標準報酬月額よりも低く記録されているが、同社に勤務していた期間に給与額が下がった記憶はないので、申立期間②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された昭和 38 年分給与所得の源泉徴収票及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間①において継続して A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B 社は、「保存期間が経過していることから、申立期間①当時の資料を廃棄している。当時の状況は不明である。」と回答しているとともに、申立期間①当時の事業主から、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、申立人から提出された昭和 38 年分給与所得の源泉徴収票により、

同年中にA社における給与から控除された社会保険料額が確認できるものの、当該社会保険料額は、申立人の同社における標準報酬月額から算出される5か月分の健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料とおおむね一致していることから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないものと推認できる。

さらに、申立人が、申立期間①当時の同僚として名前を挙げた5人のうち、生存及び所在が確認できた4人に照会し、二人から回答が得られたが、二人からは、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、上記同僚二人のうち、A社C営業所長であった者から、申立期間①当時の同営業所のE業務担当者の名前が挙げられたところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該E業務担当者は、申立人と同日の昭和38年7月10日に被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、同人は、「A社C営業所に昭和38年6月から勤務していた。しかし、当時、給与計算及び社会保険の手続は同社本社で行われており、入社当初の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否か分からない。また、健康保険証が入社当初には交付されず、翌月になってから交付された記憶があるので、厚生年金保険の加入記録についても同年7月10日から間違いのないと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人のD社における標準報酬月額の記録は、オンライン記録によると、昭和62年10月から63年9月までは36万円、同年10月から平成元年9月までは34万円となっているが、申立人は、同社に勤務していた期間において、給与額が下がったことはないと主張している。

しかしながら、申立期間②当時、D社は、E厚生年金基金に加入しているところ、同基金が保管する加入員台帳において、申立人の申立期間②における標準給与額はオンライン記録と同額の34万円であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和63年11月分の給与明細書の記載内容が確認できるとするメモを提出しているものの、当該資料に記載されている給与支給額に相当する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、「D社及び当時の同僚には照会しないでほしい。」と希望しており、D社及び同僚から申立人の申立期間②における厚生年金保険料

控除の状況を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月頃から 45 年 8 月頃まで
② 昭和 57 年 1 月頃から同年 7 月頃まで

申立期間①はA社、申立期間②はB社にそれぞれ勤務していたが、いずれの期間も厚生年金保険の加入記録が無い。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間①当時の同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当した記録はない。

また、A社の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間①当時の同僚一人の名前を挙げているが、同人は、「私は、昭和 42 年 4 月から 46 年 3 月までA社に勤務していたが、同事務所は厚生年金保険の適用事業所になっていなかったと思う。当時、同事務所から、『国民年金に加入するのであれば、国民年金保険料の半額を事務所が負担する。』と言われていたが、私は加入しなかった。」と具体的に供述しているとともに、オンライン記録によると、この同僚は申立期間①における厚生年金保険の加入記録が無い。

加えて、A社が法人登記されていたことは確認できないことから、同事務所は、厚生年金保険の強制適用事業所でなかったことがうかがえる上、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

- 2 申立期間②について、B社から提出されたアルバイト税額計算により、申立人は、申立期間②のうち昭和57年2月から同年6月までの期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は、「申立人は、臨時職員として勤務しており、厚生年金保険には加入させていない。」と回答しているとともに、同社から提出されたアルバイト税額計算により、申立期間②において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間②当時の同僚の名前を記憶していないことから、上記アルバイト税額計算により、申立期間②当時、申立人と同じく臨時職員であったと考えられる同僚8人のうち、個人が特定できた二人については、オンライン記録によると、両人は申立期間②における厚生年金保険の加入記録は無く、いずれも同期間において国民年金に加入し、同保険料を納付していることが確認できる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間②において被保険者資格を取得している者はいない上、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年12月1日から16年3月16日まで
② 平成16年4月1日から19年5月1日まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務しており、両申立期間の給与支給明細書を保管している。

しかし、厚生年金保険の加入記録における両申立期間の標準報酬月額が給与支給明細書における給与支給額よりも低額になっているので、両申立期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①について、申立人及びA社から提出された給与支給明細書において確認できる報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額である期間が確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間②について、申立人から提出された給与支給明細書、C市から提出された市・県民税課非台帳及び税務署から提出された給与所得の源泉徴収票により確認できる報酬月額は、オンライン記録により確認できる標

準報酬月額よりも高額である期間が確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額又はそれ以下の額であることが確認できる。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで

昭和 58 年 11 月 1 日に A 社に入社以来、標準報酬月額は 36 万円であったが、会社の経営状況が苦しくなったため、平成 6 年 10 月から 22 万円に減額したはずなのに、年金記録では 5 年 11 月から 20 万に減額となっているのはおかしいので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、オンライン記録により、平成 7 年 6 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業・法人登記簿謄本により 8 年 4 月 15 日に解散していることが確認できる上、当時の事業主は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料額について確認することができない。

また、上記の事業主は、「申立期間当時、社会保険事務所（当時）への対応は、社会保険労務士に任せていた。」と供述しているものの、当該社会保険労務士の所在が確認できないことから、申立人の申立内容に係る資料等を得ることができない。

さらに、オンライン記録により、申立人とほぼ同時期の平成 5 年 10 月の算定基礎届により標準報酬月額が減額となっていることが確認できる者 3 人及び当時の事業主が申立期間同時に事務を担当していたと供述した者一人の計 4 人に照会し、二人から回答が得られたが、いずれの者からも申立人の申立内容に係る供述を得ることができなかった。

加えて、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が遡って訂正された形跡は無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②、④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間①、③及び⑥について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
⑤ 昭和 57 年 11 月 16 日から 58 年 8 月 1 日まで
⑥ 昭和 57 年 4 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで

申立期間①については、A社で勤務していた期間に係る標準報酬月額は8万8,000円であったが年金記録ではこれより低額となっているので、記録を訂正してほしい。

申立期間②については、B社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和54年4月1日であったが、これが同年11月1日となっているので、記録を訂正してほしい。

申立期間③については、B社に勤務していた期間に係る標準報酬月額は8万7,000円であったが年金記録ではこれより低額となっているので、記録を訂正してほしい。

申立期間④については、C社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和57年4月1日であったが、これが同年5月1日となっているので、記録を訂正してほしい。

申立期間⑤については、C社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和58年8月1日であったが、これが57年11月16日となっているので、

記録を訂正してほしい。

申立期間⑥については、C社に勤務していた期間に係る標準報酬月額は14万7,000円であったが年金記録ではこれより低額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は「A社における標準報酬月額は8万8,000円であった。D職をしていた。」と主張している。

しかしながら、A社に照会したものの回答が得られないことから、申立人の申立期間①に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立人と同じ昭和50年4月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚4人に照会したところ、全員から回答が得られたものの、いずれの者も、「自身の入社時の標準報酬月額の記録に間違いはない。」と供述している。

さらに、申立人は、「私は、四年制大学を卒業しており、給与月額は、記録されている標準報酬月額より高かった。」と主張しているところ、上記4人の同僚のうち、四年制大学卒業であると供述している二人について、オンライン記録における入社時の標準報酬月額は申立人と同額であることが確認できる。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和50年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる女性299人に係る資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額あるいはほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「B社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和54年4月1日であった。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成12年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、同年10月3日に解散していることが確認できることから、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人及び申立期間②において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚6人の計9人に照会したところ、7人から回答が得られたが、そのうちの5人は、当該事業所で3か月から6か月の試用期間が設けられていた旨供述している。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所

における被保険者資格取得日は昭和 54 年 11 月 1 日、離職日は 55 年 1 月 31 日であることが確認でき、オンライン記録において確認できる申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日及び同喪失日と一致している。

- 3 申立期間③について、申立人は、「B社における標準報酬月額は 8 万 8,000 円であった。F 営業所で G 職をしていた。」と主張している。

しかしながら、当該事業所は、上記 2 のとおり、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることなどにより、申立人の申立期間③に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、上記同僚のうち申立期間③において、当該事業所における社会保険事務手続の全てを行っていたと供述している同僚は、「県内の各所に営業所があったが、各営業所の社会保険等の事務手続は全て私が H 営業所で行っていた。私の記憶では、I 職の初任給は一律 7 万 6,000 円であり、J 職の給与は K 職よりも安かった。事務手続に関しては、私がきっちりと行っていた。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立期間③当時、申立人が勤務していた当該事業所の F 営業所で申立人と同職種であった同僚二人の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額であることが確認できる。

- 4 申立期間④及び⑤について、申立人は、「C社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 57 年 4 月 1 日であり、同資格喪失日は 58 年 8 月 1 日である。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 57 年 11 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、平成元年 12 月 3 日に解散しており、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間④及び⑤における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立期間④及び⑤において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚 17 人に照会したところ、10 人から回答が得られたが、そのうち、当時 K 業務担当であったとする同僚は、「従業員に対し辞令を交付した後もすぐには厚生年金保険に加入させず、一定期間様子を見た上で加入させていた。厚生年金保険の加入時期については、早い人で辞令発令月の翌月、遅い人で辞令発令月から 3 か月後であった。」と供述している。

さらに、複数の同僚が、「昭和 57 年 11 月 16 日付けで、皆退職扱いとなった。」と供述しているところ、オンライン記録により、同年 11 月 16 日以降、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有している者は確認できない。

加えて、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における被保険者資格取得日は昭和 57 年 5 月 1 日、離職日は同年 11 月 15 日であることが確認でき、オンライン記録において確認できる申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日及び同喪失日と一致している。

- 5 申立期間⑥について、申立人は、「C社における標準報酬月額は14万7,000円であった。L職をしていた。」と主張している。

しかしながら、上記4のとおり、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることなどにより、申立人の申立期間⑥に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、上記同僚のうち、複数の同僚が、「当時、男性L職の給料は女性L職よりも高額であった。」と供述していることから、3人の女性について、その標準報酬月額の記録を確認すると、申立期間⑥当時、申立人と同じL職をしていたと供述している同僚の標準報酬月額の推移は、申立人の標準報酬月額の推移と合致している上、他の二人の標準報酬月額は、申立人よりも低額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが特に低額であるという事情は見当たらない。

- 6 全ての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はなく、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

また、申立期間①、③及び⑥について、オンライン記録によると、A社、B社及びC社に係る申立人の標準報酬月額等の記録が遡って訂正された形跡も認められない。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②、④及び⑤について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間①、③及び⑥について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 12 月 22 日から 53 年 2 月 9 日まで
② 昭和 53 年 5 月 15 日から 57 年 11 月 2 日まで

A社に勤務していた申立期間①について、入社時から段階的に給与は増加し、退職時は36万円ぐらい支給されていたのに、厚生年金保険の標準報酬月額は低く記録されている。

B社に勤務していた申立期間②について、記録されている厚生年金保険の標準報酬月額よりも1.5倍から2倍の給与であったと記憶している。

両申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、A社は昭和53年11月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立期間①当時の事業主に照会したところ、「申立人はC業務を担当していたが、前職のD社の給与に準じて採用した。給与はほとんど固定給であり、36万円という標準報酬月額はあり得ない。社会保険手続は社会保険労務士に任せていたが、その者は既に死亡している。帳簿等は何も残っていない。」と回答している。

また、D社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、前職であるD社における厚生年金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額よりも、A社における同資格取得時の標準報酬月額が上昇していることが確認できるとともに、申立人が同じ業務をしていたとして名前を挙げた同僚もD社における同資格が確認できること、当該同僚も同社における同資格喪失時の標準報酬月額よりも、A社における同資格取得時の標準報酬月額は、上昇していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、A社において厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた同僚5人に照会したところ、

3人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）から回答が得られたが、そのうち一人は、「給与は変わらなかった。」と述べており、他の二人は、「給与については覚えていない。」と述べていることから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備はなく、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、B社は昭和57年11月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立期間②における申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

また、申立人が申立人と同じく当該事業所のE職であったとして名前を挙げた同僚は生存及び所在が確認できないことから、申立期間②当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことがオンライン記録により確認でき、生存及び所在が確認できた9人に照会したところ、回答が得られた6人のうち4人は、「給与は、固定給プラス歩合給であった。」と述べており、そのうち一人は、「C業務職の給与が変動するのは当然である。」と述べている。

さらに、前述の6人のうち、社会保険事務を担当していたとする同僚は、「標準報酬月額の記録に間違いはない。社会保険料も適正に控除していた。申立人は、申立期間②当時における標準報酬月額の最高等級より高い給与を得ていたこともある。」と述べているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立期間②のうち、昭和54年10月1日から56年10月1日までの期間において申立人に係る標準報酬月額は当時の最高等級であることが確認できる。

加えて、オンライン記録により、申立期間②当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格が確認できる者は34人（申立人を含む。）確認できるところ、これらの者の標準報酬月額は多様（8万6,000円から41万円）であり、その金額についても上昇している者がいる一方で下降している者もいることを踏まえると、申立人の標準報酬月額及びその推移のみが特に不自然である事情はうかがえない。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月1日から2年9月1日まで

申立期間の標準報酬月額が低額で記録されていたが、当時勤務していたA社が標準報酬月額の届出をミスし、改めて標準報酬月額の訂正の届出を年金事務所に行い、標準報酬月額の記録が訂正された。しかし、厚生年金保険料は、時効により納付できず、年金給付に反映されないため、訂正された標準報酬月額を年金額に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたところ、同社からの記録訂正に係る届出に基づき、平成23年1月24日付けで、元年11月1日に遡って15万円に訂正が行われているものの、申立期間のうち元年11月以降の期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額の記録にはならないとされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該事業所から提供された申立人の申立期間に係る給与台帳（写し）7枚のうち、平成元年7月分、同年8月分、同年11月分及び2年2月分の同台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、当該期

間について、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、上記給与台帳（写し）により厚生年金保険料控除額が確認できない期間について、B厚生年金基金から提供された申立人の加入員取得届及び加入員台帳により、申立人の平成2年7月1日の加入員資格取得時の標準報酬額が訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから判断すると、当該期間について、申立人の給与から訂正された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、当該事業所は、「申立期間当時、社会保険の手続を社会保険労務士事務所に、給与計算を税理士事務所にそれぞれ委託していたが、申立人の給与が昇給したにもかかわらず、標準報酬月額の届出及び給与からの保険料控除額の変更を各事務所に依頼することを失念したようである。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。